

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860

卷之三

保障委員会に関する縦縦、並びに新内閣発足後早い機会に外務大臣在京米大使間に懇談する気運にあること、等の事情よりして、先づ右の如き懇談の形で之を取上げることが適当である。当面の

卷之三

三三
六一九
宋保

べき事項であり、之を華盛頓に於て採り上げる為めには東京に於
(次頁) 安保問題にて充分の準備を要するのみならず、又華盛頓に於て纏める形とす
開し地政院(ノルマニ)税法
トヨ
号十一
税
秋
の途過早であると思われる。

$\frac{1}{8}$	次瓦	御通却後燒却
$\frac{2}{8}$	半瓦	
$\frac{3}{8}$	条瓦	
$\frac{4}{8}$	半冷瓦	
$\frac{5}{8}$	半保ア化	
$\frac{6}{8}$	半灰瓦	
$\frac{7}{8}$	青瓦參差瓦	
$\frac{8}{8}$ (樋瓦)		
$\frac{1}{16}$	$\frac{15}{16}$	通積後成用(酒造却)
$\frac{1}{16}$	$\frac{14}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{13}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{12}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{11}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{10}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{9}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{8}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{7}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{6}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{5}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{4}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{3}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{2}{16}$	
$\frac{1}{16}$	$\frac{1}{16}$	

二

(イ) 本件に関して採り上げるべき問題左の通り。

(イ) 自衛隊と在日米軍の基本関係について

現在自衛隊と在日米軍の協力の基本関係に關しては何等の合

意も存しないが、安保条約は其の體として右基本関係に付何等

かの合意を為すべきや否やの問題がある。(別添一参照)

(ロ) 横兵器問題

自由諸國の防衛は核兵器の使用を前提としているに対し、國の内外の左翼勢力の此の問題に關する攻勢は激化して居り、此の問題に關し日米間に何等かの合意を為すべきや否やの問題がある。(別添二参照)

(ハ) 在日米軍の日本地域外使用の問題

在日米軍の日本に於ける配備及び使用は日米間に実行可能か

限り協議することになつてゐるが、其の日本地域外使用に就ても協議せしむることとするに非れば、日本政府と相談なしに行われる在日米軍の使用の結果日本が其の意に反して戦争に巻き込まれることとなる、と云う問題がある。

客年の日米会談の経緯に従すれば、此の問題は、安保条約を相互援助協定に改める等のことなくしては解決困難と思われ
が、此の際採り上げるとすれば前記(イ)の一部として検討しては如何かと考へられる。



(二) 在日米軍配備の協議について

在日米軍の配備（乃至撤退計画）は安保委員会に於て協議されて來ているが、今日の事情は米軍の撤退が「日米会談に於ける日本側の要請に基いて」と云うことで急速に進められ、特に空軍関係に於ては我方の自衛隊育成が追付かずして防衛に空白を生ずる形勢にある。此の意味に於て自衛隊と在日米軍の両者の力を総合して我國の防衛を確保し得る様、在日米軍配備の協議を実質的に強化して行く必要がある。

④ 軍事援助について

自衛隊装備の質的強化の為めには今後共米国よりの軍事援助に依存する必要ある処、此種援助を受ける為めには我方に於ける秘密保護措置も必要であり、又核弾頭と切離された近代兵器

を受容れる態度を明確にしなければならず、傍々米側に対しても我方が自助の裏を擧げていることを示す必要もあることは勿論であるが、他面米側に対し自衛隊装備の近代化に関する米側の積極的援助を要請する努力を払う必要がある。

別添一　自衛隊と在日米軍の基本関係について

一、安保条約は我国に自衛力の存しない時期に作成されたものであつて、現状は、自衛隊と、日本及其の附近に駐留する権利を有する米軍が、事実上並存するに過ぎず、其の間の協力関係を規定する日米間の約束は存しない。

二、安保条約を改訂して米軍の日本防衛義務を規定せんとするも、其の場合は米国は相互防衛方式を条件とするから、此の方法で協力関係を規定することは現実的でない。

三、在日米軍は既に陸上戦闘部隊の撤退を了し、空海軍も更に縮少過程にある事実よりするも、又現実に例へば防空組織運営に於て自衛隊と在日米軍が事実上共同作業に従事して居る事実よりするも、両者の協力の基本関係に付兩政府間に何等の方法により明確

極秘

にし置くことが望ましい。

四、而して現行条約の範囲内で之を行うとせば、自衛隊と在日米軍は、夫々の国内法の限度で、日本地域の安全のため協力するものなることを交換公文等の方法で兩政府間に確認し、具体的措置は防衛庁と在日米軍の間で取締めることとする、等の方法が考へられるが、斯る措置を執る様米側と話しべきや否やは國の最高決定に俟つ所である。

別添二　核兵器問題について

一、核兵器問題に関しては日米間に最も憂慮すべき不一致が存する。
国会等に於ける従来の政府の態度に対してもは米側は一切沈黙を守つてゐるが、例へば「配備は裝備を含む故に核兵器持込は安保委員会の協議事項なり」と云う説明も、米側は協議義務としては承認していない。

二、米側は、「核兵器持込を認めない方針である」と云う政府の態度に付一切沈黙を守つてゐるが、(1)自由陣営の戦略が歐州に於てもアジアに於ても核兵器の使用を前提としていること、(2)米軍自身の自衛の為め核兵器の使用を前提していること、等よりして米国は、米軍を日本に置く限り、乃至は日米共同安全保障体制を続ける限り、核兵器を日本に持込まないと譲歩として約束すること

は拒まざるを得ない。従つて現状から一歩進んで例へば国会が核非武装決議を為し、或は政府が米側から右の如き約束を取付けんとするならば、安保条約体制の維持はむづかしいこととなる。

三、他方此の問題に関する国会内外に於ける野党及左翼勢力の攻勢は激化するものと予想されるが、前記の事情並びに核兵器の進歩に伴い小型の戦術的核兵器も開発されてゐる事実に鑑み、核兵器問題に就ては、野党及左翼勢力の攻勢を現在の限度で歰止めることが必要である。

四、此の問題に関し、米側と何等か懇談し置くべきや、或は進んで核兵器持込を協議乃至事前承認事項とする様話を為すべきや否やは国の最高決定に俟つ所である。

五、尚本件に関して日米間に右の如き約束を為すとせば、話合の途

次米側に対し特定の場合には核兵器持込に同意することあるべきことを明にする要あること、又沖縄に就ては米側は何等の約束を為すことも拒むであろうから沖縄に関して左翼勢力の反撃が予想されること、等は認識し置く必要がある。